



長野県報

5月24日(木)
平成19年
(2007年)
第1865号

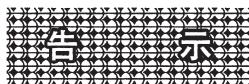
目 次

告 示

公共測量の終了（土木政策課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所の変更（会計課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）変更（会計課）	3
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	5
道路交通法に基づく運転免許取得者教育の認定の取消し（東北信運転免許センター）	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	6
一般競争入札（税務課）	6
平成19年度の自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の募集期間等（市町村課）	7
一般競争入札（廃棄物監視指導課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	8
土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課）	11
県営土地改良事業計画の縦覧（農地整備課）	11
一般競争入札（水環境課）	11
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	12
土地改良区清算人の退任の届出（農地整備課）	12
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築管理課）	12
一般競争入札（住宅課）	13
一般競争入札（河川課）	14
正誤（建築管理課）	15



長野県告示第304号

長野県佐久地方事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（2・4級基準点測量）

2 作業期間

平成18年10月15日から平成19年3月16日まで

3 作業地域

南佐久郡佐久穂町大字八郡地域

土木政策課

長野県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年6月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 佐久軽井沢線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市岩村田字東曾根6番の2地先から 佐久市岩村田字東曾根6番の3地先まで	旧	m 13.0～15.0	km 0.0647
同上	新	m 16.4～19.4	km 0.0647

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 佐久軽井沢線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市小田井字下金井691番の1地先から 佐久市小田井字荒田884番の1地先まで	旧	m 9.4～17.8	km 0.8728
同上	新	m 12.4～20.0	km 0.8736

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 佐久軽井沢線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字御代田字濁り1591番地先から 北佐久郡御代田町大字馬瀬口字根岸13番の1地先まで	旧	m 8.6～15.0	km 0.7263
同上	新	m 9.0～32.0	km 0.7280

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 仮宿小諸線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字御代田字長倉1777番の1地先から 北佐久郡御代田町大字御代田字原田1936番の4地先まで	旧	m 6.4～19.6	km 0.4135
同上	新	m 8.4～18.4	km 0.4122

道路管理課

長野県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年6月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

1(1) 路線名 佐久軽井沢線

(2) 供用を開始する区間

佐久市岩村田字東曾根6番の2地先から

佐久市岩村田字東曾根6番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日

2(1) 路線名 佐久軽井沢線

(2) 供用を開始する区間

佐久市小田井字下金井691番の1地先から

佐久市小田井字荒田884番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日

3(1) 路線名 佐久軽井沢線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡御代田町大字御代田字濁り1591番地先から

北佐久郡御代田町大字馬瀬口字根岸13番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日

4(1) 路線名 仮宿小諸線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡御代田町大字御代田字長倉1777番の1地先から

北佐久郡御代田町大字御代田字原田1936番の4地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日

道路管理課

長野県告示第307号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成19年5月16日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所	小県郡長和町 1674	小県郡長和町 1674
旧	信州うえだ農業協同組合 長久保支所	小県郡長和町長久保 1694	小県郡長和町長久保 1694

会計課

長野県告示第308号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成19年5月9日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所上田店	上田市大手 2-1-1	上田市大手 2-1-1
旧	信州うえだ農業協同組合 上田支所	上田市大字上田原677	上田市大字上田原677
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所川辺店	上田市大字諏訪形1160-2	上田市大字諏訪形1160-2
旧	信州うえだ農業協同組合 川辺支所	上田市大字浦野40-2	上田市大字浦野40-2
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所城下店	上田市真田町大字長3893-1	上田市真田町大字長3893-1
旧	信州うえだ農業協同組合 城下支所	上田市真田町本原1725	上田市真田町本原1725
新	信州うえだ農業協同組合 真田支所	上田市大字中野87	上田市大字中野87
旧	信州うえだ農業協同組合 長支所		
新	信州うえだ農業協同組合 真田支所本原店		
旧	信州うえだ農業協同組合 本原支所		
新	信州うえだ農業協同組合 塩田支所		
旧	信州うえだ農業協同組合 中塩田支所		

新	信州うえだ農業協同組合 真田支所傍陽店			
旧	信州うえだ農業協同組合 傍陽支所	上田市真田町大字傍陽6250	上田市真田町大字傍陽6250	
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所			
旧	信州うえだ農業協同組合 神科支所	上田市大字住吉400	上田市大字住吉400	
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所神川店			
旧	信州うえだ農業協同組合 神川支所	上田市大字国分1321-1	上田市大字国分1321-1	
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所塩尻店			
旧	信州うえだ農業協同組合 塩尻支所	上田市大字上塩尻252	上田市大字上塩尻252	
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所殿城店			
旧	信州うえだ農業協同組合 殿城支所	上田市大字殿城771-1	上田市大字殿城771-1	
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所豊里店			
旧	信州うえだ農業協同組合 豊里支所	上田市大字芳田1192-1	上田市大字芳田1192-1	
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所室賀店			
旧	信州うえだ農業協同組合 室賀支所	上田市大字下室賀2347-7	上田市大字下室賀2347-7	
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所大門店			
旧	信州うえだ農業協同組合 大門支所	小県郡長和町大字大門1165	小県郡長和町大字大門1165	
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所和田店			
旧	信州うえだ農業協同組合 和田支所	小県郡長和町和田2872	小県郡長和町和田2872	
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所古町店			
旧	信州うえだ農業協同組合 古町支所	小県郡長和町大字古町2799	小県郡長和町大字古町2799	
新	信州うえだ農業協同組合 東御支所			
旧	信州うえだ農業協同組合 田中支所	東御市大字田中63-4	東御市大字田中63-4	

選告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成19年5月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

表中

「長野県勤労者福祉センター 長野市芋井農村環境改善センター」	長野市盲塚1108 〃 大字桜824番地の3	長野市選挙管理委員会 〃	」を
「長野市芋井農村環境改善センター」	長野市大字桜824番地の3	長野市選挙管理委員会	」に、
「松本市梓川農村環境改善センター 松本市松南地区福祉ひろば」	〃 梓川桜2285番地 〃 双葉4番8号	〃 〃	」を
「松本市梓川農村環境改善センター 松本市四賀会館 松本市ピナスホール」	〃 梓川桜2285番地 〃 会田691番地 〃 会田1001番地1	〃 〃 〃	」に改める。

選挙管理委員会

長野県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育の認定を取り消しました。

平成19年5月24日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

認定を取り消した者			教育に使用した施設		教育課程の区分及び名称	取り消した年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地		
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	小林正造	アルピコ自動車学校諏訪	諏訪市大字四賀929番地1	(1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程 ア 四輪車安全教育 イ 身体障害者安全教育 (2) 規則第1条第2号に掲げる課程 ア 二輪車安全教育 イ 原付安全教育 (3) 規則第1条第3号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 (4) 規則第1条第4号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 運転適性に基づく安全教育 (5) 規則第1条第5号に掲げる課程 ア 悪路体験教育 イ 危険体験教育 (6) 規則第1条第6号に掲げる課程 ア 自動車安全教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 (7) 規則第1条第7号に掲げる課程 ア 大型自動二輪車等習熟安全教育 イ 大型自動二輪車等二人乗り体験教育 (8) 規則第1条第8号に掲げる課程 ア 習熟安全教育 イ 高速道体験教育	平成19年4月20日

東北信運転免許センター